

29年度 公文書開示状況（6月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H29.5.22	H29.6.2	メール文書（送信日時：2016年〇月〇日〇曜日〇：〇） メール文書（送信日時：2016年〇月〇日〇曜日〇：〇）	3	1						1									（7条2号）職員以外の氏名及びメールアドレスについては、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため （7条6号）メールアドレスについては、開示することにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局 広報広聴部 情報公開課
2	H29.5.22	H29.6.2	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage7における見解「さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関においては、本件請求文書を保有していないとの報告を受けた」について、東京都情報公開審査会が当該見解の根拠とした文書					1												本請求に係る答申の引用部分は、実施機関から口頭での報告を受けて東京都情報公開審査会が判断したものであり、請求に係る公文書は、作成または取得しておらず、存在しない。	生活文化局 広報広聴部 情報公開課
3	H29.5.22	H29.6.2	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage3における異議申立書についての記載「本件、member.Metro.Tokyo.Jpドメインのメールサーバのログを参照すれば情報隠ぺいの有無は自明である」に対して、東京都情報公開審査会が「当該メールサーバのログの調査は実施不要」を判断した根拠の文書					1												東京都情報公開審査会では、実施機関からの報告等を元に異議申立人の主張を総合的に検討しているため、請求に係る公文書は、実施機関において作成および取得しておらず、存在しない。	生活文化局 広報広聴部 情報公開課
4	H29.5.25	H29.6.6	小池知事、野田・宮地両特別秘書が公用アドレス以外のメールアドレスで送信し、生活文化局長が公用アドレスで受信したメール全て（2016年8月1日～2017年5月31日）					1												当該公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局 総務部総務課
5	H29.5.31	H29.6.6	学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表（A表）「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」並びに「3貸借対照表」（平成25年度及び平成26年度）及び「1資金収支計算書」、「2事業活動収支計算書」並びに「3貸借対照表」（平成27年度）	9	1															（7条3号）財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局 私学部私学行政課
6	H29.6.2	H29.6.6	特定非営利活動法人〇〇の設立趣旨書	1	1						1	1								（7条2号）設立代表者の住所及び氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局 都民生活部 管理法人課
7	H29.5.30	H29.6.9	東京都庭園美術館（26）管理棟庭園改修工事・工事設定書（図面一式を除く）	23	1															—	生活文化局 総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	H29. 5. 22	H29. 6. 13	私立学校教育助成金調査表 (A表) 「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」(学校法人〇〇外15法人 平成24年度から平成26年度まで)	144		1													(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
9	H29. 5. 30	H29. 6. 13	4月22日に東京芸術劇場にて東京都交響楽団が行った公演に関し、東京都交響楽団と東京都歴史文化財団がやりとりをした文書					1											4月22日に東京芸術劇場にて東京都交響楽団が行った公演に関し、東京都交響楽団と東京都歴史文化財団がやりとりをした文書については、実施機関において作成・取得しておらず、存在しない。	生活文化局文化振興部企画調整課
10	H29. 6. 6	H29. 6. 20	過去8年間の東京芸術劇場と東京文化会館が行った避難訓練の日付と出席者の内訳が分かる文書					1											過去8年間の東京芸術劇場と東京文化会館が行った避難訓練に関し、日付と出席者が分かる文書については、実施機関において作成・取得しておらず、存在しない。	生活文化局文化振興部企画調整課
11	H29. 6. 9	H29. 6. 21	学校法人〇〇財産目録 (平成29年3月31日現在)	9		1													(第7条3号) 基本財産、運用財産並びに負債(負債総額を除く)の金額及び明細、収益事業用財産の金額については、公にすることにより、学校法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
12	H29. 6. 9	H29. 6. 21	学校法人〇〇の財務諸表一式(平成28年度もしくは直近のもの)のうち、1事業活動収支計算書、2資金収支計算書及び3貸借対照表					1											当該公文書は実施機関では取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課
13	H29. 6. 12	H29. 6. 21	義務教育の学齢期の子ども達を対象の活動団体(NPO法人認証・認定)の「不登校児童」分野の法的根拠分かるものガイドブック上の特定(当該部分の抜粋)を求む。					1											当該公文書は、実施機関では作成および取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課
14	H29. 6. 13	H29. 6. 26	平成29年3月9日付東京都情報公開審査会答申第779号のpage7における見解「さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関においては、本件請求文書を保有していないとの報告を受けた」について、東京都情報公開審査会が当該見解の根拠とした文書」の開示請求に対する文書(29生広情第137号)を基に都生活文化局広報広聴部情報公開課が東京都情報公開審査会に提出した文書					1											当課では、29生広情第137号により一部開示をした文書を基に東京都情報公開審査会へ文書を提出していないため、請求に係る公文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局広報広聴部情報公開課
15	H29. 6. 15	H29. 6. 27	特定非営利活動法人〇〇の平成24年度 事業報告書類	12		1													(7条2号) 代表理事以外の役員並びに社員の氏名及び代表理事以外の役員並びに社員の住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 口座種別については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることで、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課